

「あうわ」視覚障害者の働くを考える会 運営規約

第1条(会の目的)

この会は、視覚障害者が就労の際の助けとなることを目的とする団体である。
又、活動を進めていくなかで培われた繋がりが、社会全体に優しく拡がることをめざして活動している。

第2条(名称)

この会の名称を以下のとおりとする。
「あうわ」視覚障害者の働くを考える会

第3条(事務局所在地)

この会の事務局は、専用の事務局を設けない限りは代表の住所と同一とする。

第4条(会員)

この会の主旨に賛同し、共に活動する意思があることを参加の条件とする。

第5条(役員)

この会に以下の役員を置く。

代表 1名

副代表 2名

会計 1名

第6条(役員の任期)

役員の任期を2年とするが、再任は妨げない。

第7条(代表)

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは、その職務を代行する。

第8条(運営)

おおむね月1回の定例会を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い、円滑な業務遂行に努めるものとする。

運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条(事業年度)

この会の事業年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

第10条(規約改正)

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

この規約は、2017年9月28日から適用する。